平成２１年（フ）第２３２３号
京都市左京区浄土寺石橋町48番地１
債務者　ベルタ　ホリスティックこと　中田　麗子
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１９号
広島県安芸郡熊野町2054番地の５
債務者　中岡　智孝
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１１４号
広島県三原市大和町和木1682番地
債務者　原　　明代
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４４２号
山口県下関市貴船町１丁目１番20―504号　サンライズ貴船
債務者　森田　　譲
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４４６号
佐賀県佐賀市巨勢町大字修理田993番地３
債務者　大塚　勝男
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７６２号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目33番71号
債務者　馬場口美紀子
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８４４号
鹿児島県鹿児島市唐湊４丁目32番６号
債務者　眞正真奈美
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
鹿児島県奄美市名瀬平田町29番17号
債務者　伊沢　久代
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１７５号
鹿児島県大島郡龍郷町嘉渡73番地
債務者　徳　　健二
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１８８号
鹿児島県大島郡天城町大字天城575番地
債務者　小林　真希
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１７８号
鹿児島県出水市西出水町1777番地花立住宅１棟101号
債務者　肱岡　智行
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１８２号
鹿児島県阿久根市波留6126番地10
債務者　森園　葉子
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１８６号
鹿児島県薩摩川内市天辰町61番地
債務者　碇山さとみ
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１８９号
鹿児島県出水市高尾野町柴引2654番地
債務者　甲斐　正恵
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１９２号
鹿児島県薩摩川内市矢倉町4535番地１
債務者　紙屋　悦郎
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１９３号
鹿児島県薩摩川内市矢倉町4535番地１
債務者　紙屋　映子
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１９５号
鹿児島県薩摩川内市隈之城町33番地１　グロリーハイツ205
債務者　井川えりか
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第２７４号
福島県いわき市泉玉露２丁目６番地の８　ムクハウス101
債務者　高木　幸雄
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福島地方裁判所いわき支部